

さいとう淳一郎の日々の街頭演説を、紙上でお伝えしています。

次の世代のために・・・

“子どもや孫たちが帰ってくるまちづくり”を目指して
栃木県議会議員

さいとう淳一郎街頭演説レター

第 21 号

発行日 平成26年2月1日

発行者 栃木県議会議員

さいとう淳一郎

〒329-2136 矢板市東町 3006-3

指定廃棄物最終処分場の候補地選定問題について□

高濃度の放射性物質を含む指定廃棄物最終処分場の候補地選定問題については、昨年12月24日に開催された市町村長会議において、栃木県内の1カ所で最終処分することを前提に、本県版の選定手順、いわゆる“ローカルルール”が決定しました。環境省では現在、この選定手順に基づいて、新たな候補地の選定作業に入っています。

環境省は一昨年9月3日 突然かつ一方的に矢板市塩田地区の国有林を、指定廃棄物最終処分場の候補地として選定しました。地元塩田地区や矢板市民同盟会の皆様のご奮闘もあって、環境省は昨年2月25日、塩田地区への候補地提示をいったん取り下げましたが、私たちの矢板市が候補地から完全に除外されたわけではありません。

「さいとう淳一郎」はこれまで、最終処分場の県内設置を推進する福田富一知事や、福田知事を支える自民党とは一線を画し、指定廃棄物の各県処理について定めている「特措法の基本方針」を見直すことで、多少時間をかけてでも県外処理も視野に入れた、より適切な処理の方向性を模索すべきと主張してきました。

現時点で、私たちの矢板市が、最終処分場の候補地に再選定されることが決まったわけではありません。しかし「県内1カ所」を前提に選定作業が進められている以上、矢板市が再選定されなければ、県内の別の市町村のどこかが候補地に選ばれてしまいます。

「さいとう淳一郎」は、このことを手放しでは喜ぶわけにはいかないと考えています。

私たち矢板市民はこれまで、この最終処分場問題を、「迷惑施設はイヤだ!」というたんなる地域エゴではなく、指定廃棄物の各県処理について定めている「特措法の基本方針」が、放射性物質の無用な拡散や、対策の立てようのない風評被害を招き、次の世代に対して取り返しのつかないことになることから、市民一丸となった反対運動を展開してきたはずで

「さいとう淳一郎」は、矢板市が候補地に再選定された場合はもちろんですが、再選定されない場合でも、引き続き指定廃棄物の各県処理について定めている「特措法の基本方針」の見直しについて取り組んでいきます。